



平成 28 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 日 新 製 鋼 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 三 喜 俊 典
(コード番号：5413 東証第一部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 榊 信 行
(TEL. 03-3216-5566)

新株予約権に係る発行登録に関するお知らせ

当社は、「株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」に基づき、本日新株予約権証券の発行登録書を関東財務局に提出しました。本発行登録書の概要は下記のとおりです。なお、本件は平成 27 年 10 月 15 日に提出した発行登録書の期間（平成 27 年 10 月 23 日から平成 28 年 10 月 22 日まで）の満了に対応するものです。

記

- | | |
|--------------|--|
| 1. 募集有価証券の種類 | 新株予約権証券 |
| 2. 発行予定期間 | 発行登録の効力発生予定日から2年を経過する日まで
(平成 28 年 10 月 23 日から平成 30 年 10 月 22 日まで) |
| 3. 募集方法 | 新株予約権無償割当て |
| 4. 発行予定額 | 430,000,000 円
(上記は、新株予約権証券の発行価額の総額（無償）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) |

当社は、平成 24 年 10 月 1 日開催の取締役会において、「株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」（以下「本ルール」といいます。）の導入を決議し、同日付で導入いたしました。

また、平成 26 年 9 月 26 日及び平成 28 年 9 月 29 日開催の当社取締役会において、本ルールの規定に従い見直し検討を行っておりますが、特段の変更を行わないことを全会一致で決議しております。

本ルールは、具体的な買収提案が行われた時点における株主の皆様が十分な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることに加え、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうこととなる悪質な株券等の大量買付けを阻止することを目的として、当社に対して買収提案を行う場合に本ルールに定める手続きを遵守することを求めるものであり、当社取締役会は、買収提案者が手続きを遵守することなく当社株式を一定割合以上買付けた場合など、本ルールに定める事由が生じた場合には、本ルールに定める所定の措置を講じる方針です。

本発行登録は、かかる措置の一環として、必要に応じて機動的に新株予約権を発行することを可能とするために行うものです。

本ルールの詳細につきましては、当社ホームページ（<http://www.nisshin-steel.co.jp/>）においてもご覧いただけます。

以 上